5　災害応急対策

㈠　災害に関する情報の収集及び伝達

災害応急対策責任者は、災害に関する情報の収集等に当たっては、情報通信技術その他の先端的な技術の活用に努めなければならないこととした。（第五一条第二項関係）

㈡　指定行政機関の長等による応援等の強化

(1)　市町村長は、都道府県知事に対し、指定行政機関の長等に対する応急措置の実施の要請をするよう求めることができること等とした。（第六八条の二関係）

(2)　指定行政機関の長等は、都道府県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、都道府県知事からの応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、応援をすることができることとした。（第七四条の四第二項関係）

(3)　指定行政機関の長等は、災害の発生により施設又は設備に被害が生じ、かつ、市町村長等による応急措置の実施が困難である場合であって、災害応急対策の円滑な実施のため、応急措置を実施する緊急の必要があると認めるときは、市町村長が実施すべき応急措置を当該市町村長に代わって実施しなければならないこととした。（第七八条の二第一項関係）

㈢　被災者の生活環境の整備

災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、遅滞なく、避難所の運営状況等に関する情報を把握し、福祉サービスの提供、情報の提供等の措置を講ずるよう努めなければならないこと等とした。（第八六条の六～第八六条の七の二関係）

㈣　広域一時滞在

市町村長は、広域一時滞在等の協議に際し、各被災住民についての援護の実施の状況等の情報であって自らが保有するものを当該協議をする他の市町村の市町村長等に提供しなければならないこと等とした。（第八六条の八第三項及び第八項、第八六条の九第二項、第五項、第七項及び第一四項、第八六条の一〇第一項、第八六条の一一並びに第八六条の一三第一項関係）

6　被災者の援護を図るための措置

㈠　被災者台帳の作成

(1)　市町村長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、その市町村の区域内で被災者援護協力団体に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができることとした。（第九〇条の三第四項関係）

(2)　市町村長は、他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に関する情報の提供を求めるときは、都道府県知事に対し協力を求めることができること等とした。（第九〇条の三第五項及び第六項関係）

㈡　台帳情報の利用及び提供等

市町村長は、被災者の生命又は身体を害するおそれがある等の場合において、登録被災者援護協力団体が、被災者援護協力業務に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するときには、台帳情報を提供することができること等とした。（第九〇条の四～第九〇条の六関係）

二　災害救助法の一部改正関係

1　救助

㈠　救助の種類

救助の種類として、福祉サービスの提供を追加することとした。（第四条第一項関係）

㈡　従事命令

都道府県知事等は、福祉関係者を救助に関する業務に従事させることができること等とした。（第七条第一項及び第三項関係）

㈢　協力命令

都道府県知事等は、登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させることができること等とした。（第八条第二項～第四項及び第一八条第二項関係）

2　登録被災者援護協力団体による情報提供

登録被災者援護協力団体は、1の㈢により都道府県知事等に協力して救助を行った者について、一の6の㈠の(1)により市町村長から情報の提供の求めがあったときは、当該提供の求めに係る者についての情報であって自らが保有するものを提供することとした。（第三一条の二関係）

三　水道法の一部改正関係

1　日本下水道事業団法の特例

日本下水道事業団は、水道事業者等と協定を締結し、当該水道事業者等の管理する水道施設が災害により損傷した場合における当該水道施設の工事の業務を行うことができること等とした。（第三九条の三関係）

2　災害時の給水装置の操作

水道事業者は、災害により損傷した水道の機能を回復するため緊急に配水管の調査及び復旧を行う必要があると認めるときは、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地に立ち入り、給水装置を操作させることができること等とした。（第四〇条の二関係）

四　大規模地震対策特別措置法の一部改正関係

地震災害警戒本部員として、内閣府の防災監を追加することとした。（第一一条第六項関係）

五　大規模災害からの復興に関する法律の一部改正関係

1　復興対策本部員として内閣総理大臣が任命することができる者に、内閣府の防災監を追加することとした。（第五条第六項関係）

2　一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画について、特定大規模災害等を受けた区域等を対象とすることとした。（第四一条第一項関係）

六　内閣府設置法の一部改正関係

本府に、防災に関する事務を統理する防災監一人を置くこととした。（第一六条の二関係）

七　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第五二号）

（内閣官房）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「推進法」という。）の一部改正関係

1　目的

この法律は、世界的規模でエネルギーの脱炭素化に向けた取組等が進められる中で、我が国における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進するため、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の策定、脱炭素成長型経済構造移行債の発行並びに化石燃料採取者等に対する賦課金の徴収及び特定事業者への排出枠の割当てに係る負担金の徴収について定めるとともに、脱炭素成長型投資事業者への排出枠の割当てに係る措置及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する支援等に関する業務を行わせるための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　化石燃料賦課金

㈠　化石燃料賦課金の納付に係る移出とみなす場合等

原油等の採取場において原油等が消費される場合には、化石燃料採取者等がその消費の時に当該原油等をその採取場から移出したものとみなすこと、原油等の採取をする化石燃料採取者等又は原油等の販売業者が、労務、資金その他原油等の採取に必要なものを供給して原油等の採取を委託する場合には、当該委託をした者（以下「採取委託者」という。）が当該委託を受けた者（以下「採取受託者」という。）の採取した原油等で当該委託に係るものを採取したものとみなすこと等、化石燃料賦課金の納付に係る移出とみなす場合等について定めることとした。（第一二条及び第一三条関係）

㈡　化石燃料賦課金単価

化石燃料賦課金単価の範囲について所要の改正を行うこととした。（第一四条関係）

㈢　化石燃料賦課金の減額等

経済産業大臣は、化石燃料採取者等が採取場から移出し、又は保税地域から引き取る原油等であって、エネルギーの需給等に関する施策との整合性、我が国の産業活動